

自主防災組織補助金交付制度について

加古川市では、自主防災組織の育成及び活性化を図り、地域防災力の向上に資するため、自主防災組織の整備する資機材の購入（修繕）並びに防災訓練や講習会など防災活動に要した費用に対し補助を行っています。

①補助対象団体

1. 資機材整備に関する補助の場合

(1) 新規結成の場合

- ・ 町内会・自治会が新規に自主防災組織を結成する場合
※統廃合や分裂、解散後再結成された組織は新規結成にはなりません。

(2) 既存の組織の場合

- ・ 結成時又は結成後に自主防災組織補助金交付要綱により補助を受けた自主防災組織
※令和3年度～令和7年度に自主防災組織補助金交付要綱により補助を受けた自主防災組織は対象外です。

2. 防災活動に関する補助の場合

全ての自主防災組織

②補助対象となる資機材

用途	対象資機材・対象経費				
救出・救護	バール	丸太	ジャッキ	担架	はしご
	のこぎり	おの	スコップ	鍬	なた
	ペンチ	鉄製ばさみ	ハンマー	一輪車	エンジンカッター
	チェーンソー	油圧式ジャッキ	ウィンチ	AED	テント(救護用)
	手袋・軍手	ヘルメット	非常時照明器具等	救急セット 救助セット	
情報伝達	メガホン	拡声器※	トランシーバー	ラジオ	
初期消火	消火器	消火器用格納庫	消火栓備品	バケツ	可搬式動力ポンプ
	可搬式散水装置				
避難支援	車イス	リヤカー	誘導棒		
避難所運営	毛布	畳マット	簡易ベッド(コト)	段ボールベッド	間仕切り
	簡易トイレ	炊き出し用具	発電機	蓄電池	強力ライト
	寝袋	コードリール			
感染症対策	飛沫防止パネル	非接触型体温計	マスク	フェイスシールド	
水防活動	ブルーシート	つるはし	掛矢	くい	ロープ
	土のう袋	救命胴衣	救命ボート		
その他	ビニールシート	ろ水機	揚水機	台車	整理棚
	ガソリン携行缶	腕章	ビブス	雨衣	長靴
	安全靴	保管庫	防災啓発用看板		

上記対象資機材に、メーカーのカタログに記載されている専用の付属品がある場合、付属品についても補助対象とする。

※拡声器については、避難誘導等における情報伝達時の使用を想定していることから、電池式かつ機動性に優れたものに限る。

【補助対象外の主な例】

- ・ ポータブルスピーカー ・ 放送設備 ・ 資機材の処分費用 ・ 資機材の送料
- ・ 映像機器（テレビ、プロジェクター等） ・ 支払いに係る振込手数料 など

【必要な許可等】

- ・防災資機材保管庫（コンテナ利用を含む。）の設置については、建築確認申請等が必要になる場合がありますので、建築指導課へご確認ください。
- ・防災資機材保管庫（コンテナ利用を含む。）、消火器用格納庫等を公園に設置する場合は、公園の占用許可申請等が必要になる場合がありますので、公園緑地課へご確認ください。
- ・防災啓発用看板を設置する場合は、屋外広告物等申請が必要になる場合がありますので、都市計画課へご確認ください。
- ・消火器・消火栓用格納庫の設置については、占用許可申請等が必要になる場合があります。市道の場合は、土木総務課へご確認ください。

※必要に応じて、許可証等の提出を求める場合があります。

③補助対象となる防災活動内容

用途	対象資機材・対象経費
防災訓練及び防災啓発等の活動	講習会等の資料やポスター等の作成経費 講師等謝礼 会場等借上げ料 放送機器やテント、椅子などの借上げ料 訓練等に使用する燃料費 その他 防災訓練及び防災啓発等の活動に要する経費 ※飲食や単に配布を目的とした物品等は、対象として認めない。ただし、 活動時の水分補給を目的とした水、お茶又はスポーツドリンクについては、 対象とする。 ※資機材整備に関する補助の対象資機材については、訓練等に使用する場 合であっても対象外とする。（例：消火器など）
避難行動要支援者の避難支援等の活動	会場等借上げ料 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 ※資機材整備に関する補助の対象資機材については、訓練等に使用する場 合であっても対象外とする。（例：消火器など）

④補助金額

補助金の交付金額は、防災用資機材の購入（修繕）並びに防災訓練や講習会など防災活動に要した費用（千円未満の端数は切捨て）とします。

1. 資機材整備に関する補助の場合

【上限額】 補助対象金額上限一覧

世帯数	新規結成 （上限額）	既存の組織 （上限額）
300世帯以下	300,000円	150,000円
301世帯～600世帯以下	600,000円	300,000円
601世帯～900世帯以下	900,000円	450,000円
901世帯～1,200世帯以下	1,200,000円	600,000円
1,201世帯～1,500世帯以下	1,500,000円	750,000円
1,501世帯～1,800世帯以下	1,800,000円	900,000円
1,801世帯～2,100世帯以下	2,100,000円	1,050,000円
2,101世帯～2,400世帯以下	2,400,000円	1,200,000円
2,401世帯～2,700世帯以下	2,700,000円	1,350,000円

※以降、組織の構成世帯数を300で除して得た数（小数点以下の端数があるときは小数第1位を切り上げる）に、新設の組織は300,000円、既設の組織は150,000円を乗じて得た額を上限とします。

【補助率】

補助回数（累計）1～3回 上限額までの金額に対して10分の10（千円未満切捨て）

補助回数（累計）4回以降 上限額までの金額に対して2分の1（千円未満切捨て）

2. 防災活動に関する補助の場合

【上限額】

自主防災組織ごとに30,000円

ただし、複数の町内会で組織した自主防災組織が防災活動を実施する場合には、当該参加団体の合計数に30,000円を乗じて得た額とする。

※飲食や単に配布を目的とした物品等は、対象として認めません。ただし、活動時の水分補給を目的とした水、お茶又はスポーツドリンクについては、対象として認めます。

※資機材整備に関する補助の対象資機材については、訓練等に使用する場合であっても対象外とします。(例：消火器など)

★支払いについて

補助事業にかかる経費の支払いは、やむを得ない場合を除き、クレジットカードやモバイル決済での支払いしないでください。また、ポイントカードは使用しないでください。

※クレジットカード、モバイル決済等での支払いやポイントカード(アプリ)の提示等によりポイント等が付与された場合は、当該付与されたポイントに相当する額は、補助対象経費から控除します。また、クレジットカード、モバイル決済、ポイントカード(アプリ)等に付与されたポイントを使用することにより実際に支払う額が減額された場合は、当該減額された額については、補助対象経費から除外します。

★領収書について

実績報告書に添付する領収書については、以下の項目を確認してください。

レシートはお受けできませんので、販売店等に領収書を作成してもらってください。

- ・日付が交付決定書の日付以降のものであるか。
- ・宛名が見積書と同じ申請団体名であるか。
- ・品目が具体的に記載されているか。もしくは明細書により品目が確認できるか。

※領収書に不備がある場合、補助金の交付はできません。

※領収書がない場合、補助金の交付はできませんので、領収書を発行できる販売店で購入してください。

<h1>領 収 書</h1>	
	交付決定書の日付以降の日付のものが補助対象となります。
年 月 日	
〇〇町内会	様
金 額 ¥ 〇〇, 〇〇〇円	
但 〇〇〇〇代として	
申請団体名宛のものが補助対象となります。会長の個人名のものなどは補助対象外となりますので、ご注意ください。	
品目は具体的に個数も含めて記入してもらってください。品目が多い場合は、 <u>納品書</u> や <u>請求明細書</u> など内容が分かる書類を別途添付してください。	

★保管場所の写真について

資機材の保管場所であることを必ず明示してください。

(例)「〇〇自主防災組織 防災資機材保管場所」など

- 防災対策課において、
- 「防災資機材保管場所表示シール (A3)」
- を配付しています。
- 保管場所の表示がない自主防災組織に
- ついては、ぜひご活用ください。



加古川市自主防災組織補助金交付制度Q & A

(補助対象) [資機材整備]

Q1	対象資機材に新たな資機材を追加要望することは可能か。
A1	資機材整備の充実を図るため、対象資機材は毎年見直しています。要望をいただければ翌年度以降の参考にさせていただきます。
Q2	資機材や倉庫の修繕・修理は補助対象になるのか。
A2	自主防災組織が保有する資機材を修繕する場合も補助対象としています。
Q3	感染症対策のための消毒液は資機材整備の補助対象となるのか。
A3	消毒液は資機材整備の補助対象にはなりません。ただし、 <u>防災訓練及び防災啓発等の活動に要する経費として、原則、当日に使用する必要最低限度の購入については補助対象としています。</u>
Q4	資機材の購入にかかる送料や資機材の処分費用、支払いに係る振込手数料は補助対象となるのか。
A4	補助対象になりません。
Q5	インターネット通販サイトで購入することは可能か。
A5	可能です。原則として見積書及び領収書の提出が必要ですので、出店店舗において発行が可能か確認してください。また、見積書の発行ができない場合は、金額、数量、規格などが確認できるページを印刷し提出してください。なお、交付決定後に値上がりや欠品等が発生し内容に変更がある場合、購入前に変更申請が必要となりますのでご注意ください。
Q6	消火器・消火栓格納庫の設置について手続きは必要か。
A6	消火器・消火栓用格納庫の設置については、占有許可申請等が必要になる場合があります。市道の場合は、土木総務課へご確認ください。

(補助対象) [防災活動]

Q1	防災訓練で炊き出しを行う場合、食材料費は補助対象となるのか。
A1	炊き出し訓練に係る食材料費は補助対象にはなりません。
Q2	防災訓練や防災啓発活動の参加者に対する水やお茶代等は補助対象となるのか。
A2	飲食や単に配布を目的とした物品等は補助対象にはなりません。ただし、活動時の水分補給を目的とした水、お茶又はスポーツドリンクについては補助対象としています。※酒代やジュース（子ども向けの果汁入りジュースなど）は補助対象になりません。
Q3	講習会等の資料やポスター等を町内会が所有しているプリンターで印刷した場合も補助対象となるのか。
A3	補助対象になりません。印刷にかかった経費に関する領収書の添付が必要なため、業者に外注した場合のみ補助対象としています。
Q4	防災活動を複数回実施する場合も補助対象となるのか。
A4	補助対象となりますが、自主防災組織ごとの交付限度額（30,000円）は変わりません。
Q5	消火訓練を実施したいが、消火器等の貸し出しはあるか？
A5	消防署において、水消火器の貸し出しを実施しています。必要に応じて最寄りの消防署へお問い合わせください。
Q6	訓練や研修会で配付するためのチラシの印刷費用は対象となるか？
A6	補助対象となりますが、補助申請書に金額、印刷枚数を記入のうえ、1枚あたりの印刷費用が分かる資料を添付ください。なお、実績報告の際は領収書の提出が必要となります。

(補助申請)

Q1	補助申請や実績報告などの書類に押印は必要ないか。
A1	押印は必要ありません。
Q2	市からの交付決定が届くまでに購入（修繕）、実施した防災活動は補助対象となるのか。
A2	補助対象になりません。
Q3	補助上限額に達するまで、複数回にわけて申請は可能か。
A3	同一年度内に限り、可能です。
Q4	補助申請はいつまでできるのか。期限はあるのか。
A4	申請期限は令和9年1月29日（金）までです。ただし、申請の総額が予算額に達した場合は、期限より早く受付を終了しますので、予めご了承ください。
Q5	複数の自主防災組織が連携して補助金を活用する場合、代表者を取りまとめて申請することは可能か。
A5	可能です。詳しくは防災対策課へお問い合わせください。

(交付決定後)

Q1	交付決定後、申請時点から購入（修繕）する資機材や訓練内容が変更となった場合、変更申請は必要あるか。
A1	購入（修繕）する資機材や大幅な訓練内容の変更については、変更申請書を提出していただき、変更の内容について審査します。ただし、訓練の延期など、軽微な変更については、変更申請は必要ありません。
Q2	領収書の代わりにレシートを提出することは可能か。
A2	レシートでは補助金は交付できません。自主防災組織名宛での領収書が必要です。個人宛のものや明細の不明なものなど、領収書に不備がある場合は、補助金を交付できません。
Q3	資機材を購入（修繕）する前に補助金を前払いできないか。
A3	できません。事業実施後一括で交付します。
Q4	謝礼金を支出した場合、何を提出したらよいか。
A4	領収書または振込伝票でも可能です。

その他ご不明な点がございましたら、防災対策課 電話（079）427-9717（直通）へお問い合わせください。